第四条の表四の項及び五の項を次のように改める。

	番号ポータビリティ機能	加入者交換機専用トランクポート機能	加入者交換機共用トランクポート機能
四　市内伝送機能	番号ポータビリティ機能（利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するために電気通信番号を変更することなく別の加入者交換機と接続する電気通信事業者の電気通信設備（これらの設備を事業用に設置する電気通信事業者が当該電気通信設備を識別するために電気通信番号を変更することを提供する電気通信設備をいう。）に接続されている場合において、当該利用者が当該電気通信番号を引き続き利用することができるようにするための機能をいう。）を実現する端末交換機能（利用者から発信された電気通信が当該電気通信に係る端末系伝送路設備に収容されている場合において、当該電気通信を他の端末系伝送路設備に収容されている他の利用者に接続するために必要な交換機能をいう。）を有する設備であって、第一種指定中継交換機と第一種指定加入者交換機との間に設置されるもの（第一種指定加入者交換機と第一種指定加入者交換機との間に設置されるものを含む。）をいう。	特定の電気通信事業者の電気通信設備を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継交換機と第一種指定加入者交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等であって、専ら特定の電気通信事業者の電気通信設備を伝送するもの（第一種指定加入者交換機を除く。）を第一種指定加入者交換機に収容する第一種指定中継系伝送路設備等を一容指定装置において定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	第一種指定中継交換機と第一種指定加入者交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等であって、専ら特定の電気通信事業者の電気通信設備を伝送するもの（第一種指定加入者交換機を除く。）を第一種指定加入者交換機に収容する第一種指定中継系伝送路設備等を一容指定装置において定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び第一種指定中継系伝送路設備等に係る第一種指定中継系伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等をいう。）の中継交換機能及び第一種指定中継交換機共用トランクポート機能を除く。）		

第四条の表七の項を次のように改める。

七　通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備（交換設備により行う通信路の設定に伝送路設備を除く。）に設置される第一種指定中継交換機能を有する交換等設備と事業者が第一種指定加入者交換機以外の建物に設置する交換局との間の通信を行うものをいう。）
	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備

第四条の表九の項を次のように改める。

九　削除	

第四条の表十一の項を次のように改める。

十一　削除	